

防 監 第 1 4 6 号  
2 8 . 6 . 1  
一部改正 防 監 第 3 4 6 号  
令和 4 年 1 0 月 2 1 日

総 務 課 長 殿  
統 括 監 察 官

防衛監察監  
(公印省略)

防衛監察本部におけるパワー・ハラスメントの防止等について  
(通達)

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

## 記

### 1 目的

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成 2 8 年防衛省訓令第 1 7 号。以下「訓令」という。）第 9 条の規定に基づき、防衛監察本部におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する事項を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運用通達 パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について（防人服（事）第 9 9 号。2 8 . 3 . 2 8）をいう。
- (2) 職員 防衛監察本部に勤務する事務官、技官、自衛官及び非常勤職員をいう。
- (3) 監督者 職員を監督する地位にある者（主任及び係員を除く。）で、他の職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含むものとする。
- (4) 相談員 訓令第 8 条第 1 項におけるパワー・ハラスメントに関する通報及び相談を受ける職員をいう。

### 3 不利益取扱いの禁止

職員は、パワー・ハラスメントに関する通報及び相談、当該通報及び相談に係る調査への協力等により、いかなる不利益も受けない。

### 4 職員の責務

職員は、運用通達第5項に定める指針に従い、パワー・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

### 5 監督者の責務

監督者は、健全な職場環境を確保するため、次に掲げる事項に留意して、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントに関して監督する職員の言動に十分な注意を喚起し、パワー・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) パワー・ハラスメントが職場に生じていないか、また生じるおそれがないか、監督する職員の言動、勤務態度等に十分な注意を払うこと。
- (3) パワー・ハラスメントに関する通報及び相談、当該通報及び相談に係る調査への協力等により、当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払うこと。
- (4) 職員からパワー・ハラスメントに関する通報及び相談があった場合、又は監督者自らパワー・ハラスメントに関する問題等を把握した場合は、速やかに相談員に通報及び相談を行う等迅速かつ適切に対処すること。
- (5) パワー・ハラスメントが現に行われている場合は、迅速かつ適切にその行為を制止し、及びその状態を解消するとともに、再発防止に努めること。
- (6) 通報及び相談への対応に当たり、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

### 6 教育等

- (1) 総務課長は、パワー・ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対して必要な教育、研修等（以下「教育等」という。）を実施するものとする。
- (2) 総務課長は、パワー・ハラスメントの防止及び排除に関しその求められる役割について理解させるため、監督者及び相談員に対して、定期的な教育等を実施するものとする。

## 7 アンケート調査

総務課長は、運用通達第7項に規定するアンケート調査に関し必要な手続を行うものとする。

## 8 相談員の指名等

- (1) 相談員は、副監察監、総務課長、統括監察官及び総務課長の指名する職員とする。
- (2) 総務課長が新たに相談員を指名する場合又は指名を解く場合は、別紙様式第1により行うものとする。
- (3) 指名した相談員については、別紙様式第2により防衛監察本部内に周知するものとする。

## 9 通報及び相談への対応

- (1) 相談員は、職員から通報及び相談の申出があった場合には、運用通達別紙第2「パワー・ハラスメントに関する通報及び相談に関する指針」に定めるところに従い、速やかに通報及び相談を実施する日時及び場所を指定するとともに、通報及び相談に係る問題の事実関係の確認、当該通報及び相談に係る当事者に対する指導及び助言並びに当事者間のあっせん等を自ら行い、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- (2) 相談員は、通報及び相談への対応に当たり、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

## 10 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は総務課長が定める。

別紙様式第1

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

総務課長

指 名 ( 取 消 ) 書

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令  
第17号）第8条第1項に規定する相談員 [ に指名する。  
の指名を取り消す。 ]

## 相 談 員 名 簿

( 年 月 日)

| 所属等        | 階級 氏名  |
|------------|--------|
| 副監察監       |        |
| 総務課長       |        |
| 統括監察官      |        |
| 総務課長の指名する者 | 総務課    |
|            | 統括監察官付 |